

募集内容等に関する質問の回答【合同説明会】（令和7年7月25日 実施分）

施設名：宮崎市南部老人福祉センター等

	質問項目	質問内容	回 答
1	赤江運動広場について	赤江運動広場の業務はどのようなものがあるか。	仕様書3ページの業務内容のとおり、使用許可申請書が提出された際の対応、維持管理対応等があります。
2	古城老人いこいの家について	浴室業務があるか。 カラオケの利用者がいるのか。	古城老人いこいの家の指定管理業務に、浴室業務は含まれておりません。 カラオケの利用者については、毎月約100人程度の利用があります。
3	施設に配備の看護師等の配置について	南部老人福祉センター等で実施する看護師等による健康相談は、各施設の巡回で対応してよいか。 看護師等が必須なのか。	仕様書の記載してある業務内容の健康相談については、看護師による実施を定めておりますが、常勤までを定めたものではありません。業務に支障がなければ巡回による対応も可能です。

4	業務委託について	草刈り等の業務については、再委託が可能か。	<p>草刈り等業務の一部は、市の承認を受けて第三者へ委託を請け負わせることが可能です。</p> <p>ただし、施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。</p>
5	南部老人福祉センターの屋外敷地について	南部老人福祉センターの屋外にある広場は、誰でも利用可能か。	<p>南部老人福祉センターの屋外の広場は、グラウンドゴルフ等で使用されておりますが、原則、募集要項2ページ3.(2)に記載の「利用できる者」が対象となっております。</p>
6	各施設の職員配置人員について	各施設の職員配置人数は定まっているのか。必要最低人員等があるのか。	<p>各施設の必要最低人員は設定しておりません。募集要項、仕様書に記載してある指定管理業務が可能な人数であれば問題ありません。</p>
7	各施設の館長等の設定について	4施設の館長を兼務することはできるか。	<p>南部老人福祉センター、赤江老人福祉センター、住吉老人いこいの家、古城老人いこいの家の4施設の館長等の管理者を兼務することは可能です。</p> <p>ただし、緊急時等の対応や定められた業務管理に支障がないようにする必要があります。</p>

8	清掃等の管理について	<p>清掃等は、第三者の業務委託を行わずに職員等で実施してもよいか。また、清掃ロボットの導入等で対応してもよいか。</p>	<p>衛生環境等に支障がなければ問題ありません。</p>
9	リース用品等の取扱いについて	<p>設置しているAED等のリースについては、次期指定管理期間においても契約が継続する場合、次の指定管理者が当該リースを引き継ぐのか。</p>	<p>仕様書 4 ページ 9.に記載した内容のとおりです。</p>
10	備品について	<p>指定管理業者で購入した備品についての取扱いはどうなるのか。</p>	<p>指定管理者が管理業務の実態において必要であると自ら判断し、指定管理者の費用負担により調達した備品については、所有権が指定管理者に帰属し、更新・整備・修繕等についても指定管理者の負担により行います。</p> <p>指定管理期間終了後に指定管理者の交代があった場合には、旧指定管理者が現状復旧のため撤去することになりますが、市との協議等により寄附受領等の対応も検討します。</p>

11	自主事業において	キッチンカーを依頼して食品の販売、運動器具導入による使用料金を収益とするなどは可能か。	<p>指定管理者は、施設の設置目的に合致し、管理運営の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができます。</p> <p>ただし、事前に市の承認や、実施に必要な使用料を支払う必要があります。</p>
12	審査について	2次審査で実施するプレゼンテーションは、パワーポイントを使用してもよいか。	構いません。
13	施設利用者について	浴室利用者で、介助が必要な利用者があるのか。その対応は。	介助が必要な人が浴室を利用することは殆どありません。施設は60歳以上とその介助者も利用できるようになっており、浴室利用者の介助等については、緊急時を除き職員の業務ではありません。
14	施設の職員数について	各施設の現在の職員配置数は。	現在は、南部老人福祉センターが3名、赤江老人福祉センター、住吉老人いこいの家、古城老人いこいの家がそれぞれ2名の勤務員となっておりますが、行事や休み等で勤務員の増減があります。

15	事業費について	修繕費はどのくらい発生するのか。 施設改修の状況は。	リスク分担によって、5万円以上の修繕については、宮崎市で対応しております。（仕様書5ページ、11.）指定管理業者の修繕料は、令和6年度で約35万円、令和5年度で約74万円、令和4年度で約77万円となっております。
16	施設の管理について	4施設の管理する本部を設置する必要があるのか。	必ずしも4施設の管理をする本部等を設置する必要はありません。各施設の業務管理や連絡、市への報告等の取りまとめ等に支障がなければ問題ありません。
17	施設の修繕状況について	どの施設も建築年が古い建物であるが、改修等はどのようになっているのか。	軽微な修繕については、市や指定管理者で随時実施しているところです。 また、改修内容によっては多額な費用が発生する場合もあるため、緊急性や市の予算等に応じて、計画的に実施していくものもあります。

【担当】

福祉部 福祉総務課 管理係

TEL:(0985)21-1754 FAX:(0985)20-3215

観光商工部 スポーツランド推進課 施設係

TEL:(0985)20-5151 FAX:(0985)20-5171